

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案 参照条文

一	空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）	1
二	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）	1
三	国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）	6
四	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和十五年条約第七号）	8
五	日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）	8
六	中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）	8
七	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）	9
八	東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十四号）	9

○空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

第六条（第二種空港における工事費用の負担等）

2 前項の場合において、当該空港の設置により他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、その利益を受ける限度において、当該空港の存する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

3 国土交通大臣は、第一項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、前二項の規定により費用を負担すべき都道府県と協議しなければならない。

第七条 都道府県は、その区域内の市町村で当該空港の設置により利益を受けるものに対し、その利益を受ける限度において、当該都道府県が前条第一項又は第二項の規定により負担すべき負担金の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

（災害復旧工事の費用の負担等）

第十条（略）

2 第六条第二項及び第七条の規定は、前項の場合について準用する。

3 国土交通大臣は、第一項の災害復旧工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を同項及び前項において準用する第六条第二項の規定により費用を負担すべき都道府県に通知しなければならない。

## 附 則

（施行期日）

1 5（略）

6 前項の規定により地方公共団体が工事を施行する場合には、国は、当分の間、予算の範囲内で、当該工事のうち空港の利用者の利便の向上又は地域経済の発展に特に資するものとして政令で定めるものに要する費用の百分の四十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

7 21（略）

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（定義）

2 第二条（略）

3（略）

4 この法律において「航空保安施設」とは、電波、灯光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、国土交通省令で定めるものをいう。

5 (略)

16 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

18 (略)

19 この法律において「国内定期航空運送事業」とは、本邦内の各地間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業をいう。

20 (略)

(飛行場又は航空保安施設の設置)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の許可には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

(完成検査)

第四十二条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果当該施設が申請書に記載した設置の計画に適合していると認めるときは、これを合格としなければならない。

3・4 (略)

(供用の休止又は廃止)

第四十四条 (略)

5 第四十二条第二項から第四項までの規定は、前項の供用の再開の場合に準用する。

第四十五条 (略)

2 前条第四項及び第五項の規定は、供用を休止した非公共用飛行場又は航空保安施設の供用の再開の場合に準用する。

(許可の取消等)

第四十八条 国土交通大臣は、左に掲げる場合には、飛行場若しくは航空保安施設の設置の許可を取り消し、又は期間を定め、飛行場の全部若しくは一部の供用の停止を命ずることができる。但し、第二号から第五号までの場合については、期間を定め、当該施設を申請書に記載した計画若しくは国土交通大臣が飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定め、当該施設を前条第一項の保安上の基準に従つて管理すべきことを命じ、その期間内に飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、その命令に従わなかった場合に限る。

- 一 正当な理由がないのに第四十一条第一項の規定により工事を完成しなければならない期日（同条第二項の規定により期日を変更したときは、その期日）までに工事を完成しないとき。
- 二 第四十二条第一項（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の検査の結果、当該施設が申請書に記載した設置又は変更の計画に適合していないと認めるとき。
- 三 第四十四条第五項又は第四十五条第二項において準用する第四十二条第一項の検査の結果、当該施設がこれらの申請に係る申請書に記載した計画に適合していないと認めるとき。
- 四 六（略）

第四十九條（物件の制限等）

- 2 第三項の補償すべき損失の額並びに前項の買収及びその価格等の条件は、当事者間の協議により定める。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、国土交通大臣が裁定する。
- 6 前項の裁定中補償すべき損失の額及び買収の価格について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。
- 7 第五項の裁定についての異議申立てにおいては、買収の価格についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。
- 8 第五項の裁定についての異議申立てにおいては、買収の価格についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第五十條（略）

- 3 前条第五項から第八項までの規定は、前二項の場合に準用する。

第五十一條（航空障害灯）

- 2 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、前二項の規定により航空障害灯を設置すべき物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに航空障害灯を設置しなければならない。
- 4 国土交通大臣及び第一項又は第二項の規定により航空障害灯を設置した者は、国土交通省令で定める方法に従い、当該航空障害灯を管理しなければならない。
- 5 国土交通大臣及び第一項又は第二項の規定により航空障害灯を設置した者は、国土交通省令で定める方法に従い、当該航空障害灯を管理しなければならない。
- 6 略

第五十四條（使用料金）

- 2 国土交通大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該飛行場の設置者又は航空保安施設

設の設置者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。  
一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。  
二 (略)

第五十六条の三 何人も、第五十六条第一項に規定する空港について前条第二項において準用する第四十条の告示があつた後において、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さの建造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)を、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。  
2・3 (略)

(計器気象状態における飛行)  
第九十四条 航空機は、計器気象状態においては、航空交通管制区、航空交通管制圏又は航空交通情報圏にあつては計器飛行方式により飛行しなければならず、その他の空域にあつては飛行してはならない。ただし、予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合又は国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第九十四条の二 航空機は、航空交通管制区若しくは航空交通管制圏のうち国土交通大臣が告示で指定する空域(以下「特別管制空域」という。)又は国土交通省令で定める高さ以上の空域においては、計器飛行方式によらなければ飛行してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。  
2 (略)

(航空交通の指示)  
第九十六条 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏においては、国土交通大臣が安全かつ円滑な航空交通の確保を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について与える指示に従つて航行しなければならない。  
3 航空機は、次に掲げる航行を行う場合は、第一項の規定による国土交通大臣の指示を受けるため、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡した上、これらの航行を行わなければならない。  
一・二 (略)

三 前二号に掲げる航行以外の航空交通管制圏における航行  
四 第一号に掲げる飛行に引き続く上昇飛行又は第二号に掲げる飛行に先行する降下飛行が行なわれる航空交通管制区のうち国土交通大臣が告示で指定する空域(以下「進入管制区」という。)における計器飛行方式による飛行  
五 前号に掲げる飛行以外の航空交通管制区における計器飛行方式による飛行  
六 航空交通管制区内の特別管制空域又は第九十四条の二第一項の国土交通省令で定める高さ以上の空域における同項ただし書の許可を受けてする計器飛行方式によらない飛行(国土交通省令で定める飛行を除く。)  
4 (略)  
5 (略)  
6 (略)

(航空交通情報の入手のための連絡)

第九十六条の二 航空機は、航空交通情報圏又は民間訓練試験空域において航行を行う場合は、当該空域における他の航空機の航行に関する情報を入力するため、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡した上、航行を行わなければならない。ただし、前条第一項の規定による指示に従っている場合又は連絡することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2・3 (略)

第九十七条 (飛行計画及びその承認)

2 航空機は、前項の場合を除き、飛行しようとするとき(国土交通省令で定める場合を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報しなければならぬ。ただし、あらかじめ飛行計画を通報することが困難な場合として国土交通省令で定める場合には、飛行を開始した後でも、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報することができる。

3・4 (略)

(到着の通知)

第九十八条 前条の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機の機長は、当該航空機が飛行計画で定めた飛行を終つたときは、遅滞なく国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

第二百二条 (運航管理施設等の検査)

第二百二条 第一項の許可を受けた者(以下「本邦航空運送事業者」という。)は、当該許可に係る事業の用に供する航空機の運航管理の施設、航空機の整備の施設その他の国土交通省令で定める航空機の運航の安全の確保のために必要な施設(以下「運航管理施設等」という。)について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、当該運航管理施設等によりその事業の用に供する航空機を運航し、又は整備してはならない。運航管理施設等について国土交通省令で定める重要な変更をしたときも同様である。

2 (略)

第二百七条 (運賃及び料金等の揭示)

第二百七条 本邦航空運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

第二百七条の二 (略)

3 前項の規定による運航計画の届出をした本邦航空運送事業者は、当該運航計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。路線の廃止に係る運航計画の変更をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、その六月前(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その二月前)までに、その旨を国

4 土交通大臣に届け出なければならぬ。  
第二項の本邦航空運送事業者は、国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、その六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その二个月前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

（混雑飛行場に係る特例）

第七七条の三（略）

25（略）

6 第一項の許可を受けた本邦航空運送事業者は、第二項の運航計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

711（略）

（外国航空機の航行）

第二百二十六条 国際民間航空条約の締約国たる外国（以下単に「締約国」という。）の国籍を有する航空機（第二百二十九条第一項の許可を受けた者（以下「外国人国際航空運送事業者」という。）の当該事業の用に供する航空機、第三百十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機及び外国の公共団体又はこれに準ずるものを使用する航空機を除く。）は、左に掲げる航行を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。但し、航空路のみを航行する場合は、この限りでない。

- 1 本邦外から出発して本邦内に到達する航行
- 2 本邦内から出発して本邦外に到達する航行
- 3 本邦外から出発して着陸することなしに本邦を通過し、本邦外に到達する航行
- 25（略）

○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（国有財産の範囲）

第二条 この法律において国有財産とは、国の負担において国有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となつた財産であつて次に掲げるものをいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、新株予約権、社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）
- 、 地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目

- 2 的のために臨時に所有するものを除く。)
- 一 前項第六号の「短期社債等」とは次に掲げるものをいう。
- 二 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債
- 三 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債
- 四 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
- 五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債
- 六 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債
- 七 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債
- 八 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

第二十二條（無償貸付）  
普通財産は、次に掲げる場合においては、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に、無償で貸し付けることができる。

- 一 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。
- 二 公共団体において、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき。
- 三 公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供するとき。
- 四 地方公共団体において、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の用に供するとき。
- 五 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第五号の緊急事態応急対策の実施の用に供するとき。
- 六 地方公共団体において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律百十二号）第二条第三項の国民の保護のための措置又は同法第七十二条第一項の緊急対処保護措置の実施の用に供するとき。
- 七 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、行うことができない。
- 八 各省各庁の長は、第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないことを認めるとき又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

第二十八條（譲与）

- 一 普通財産は、次に掲げる場合においては、譲与することができる。
- 二 公共団体において維持及び保存の費用を負担した公共用財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に對して占める割合に對する価額の範囲内において当該公共団体に譲与するとき。
- 三 公共団体又は私人において公共団体に譲与するとき。
- 四 用途の廃止によつて生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に對して占める



三 割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。公共用財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。ただし、寄附の際特約をした場合を除くほか、寄附を受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

四 公共団体において火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設又はと畜場として公共の用に供する普通財産を当該公共団体に譲与するとき。ただし、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、この限りでない。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）（抄）

4 1 第  
3 3 二  
（略）

(a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b) （略）

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）

第二条 国は、当分の間、別に法律で定めるところにより、道路、公園その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設の事業及び官公庁施設の建設等の事業（以下この項、次条及び第七条において「公共的建設事業」という。）で、次に掲げるものに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

一 （略）

二 国の負担又は補助を受ける公共的建設事業のうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要があるもの

2 （略）

○中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年三月法律第三十六号）（抄）

（中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定）

- 第四条 国土交通大臣は、第六条第一項の事業を営むことを目的として設立された株式会社であつて、次の各号に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、中部国際空港等の設置及び管理を行う者として指定することができる。
- 一 前条第一項の基本計画に従つて中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。
  - 二 前条第一項の基本計画に従つて中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者であること。
  - 三 次条第一項の規定に基づき政府が引き受ける株式を適正な価額で発行すると認められる者であること。
- 2 4 (略)

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

- (定義)
- 第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。
- 2 (略)

○東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十四号）

- (趣旨)
- 第一条 この法律は、東京国際空港における航空機の発着回数的大幅な増加及びこれによる国際航空運送事業に係る航空機の定期的な運航の確保が喫緊の課題となつていゝ状況にかんがみ、同空港における緊急整備事業の円滑な推進を図るために必要な特別措置について定めるものとする。

- (定義)
- 第二条 この法律において「緊急整備事業」とは、滑走路、着陸帯、誘導路及び照明施設の新設の工事並びにこれらに附帯する工事に係る事業で、国土交通大臣が航空輸送需要に対応するため緊急に行ふ必要があると認めて、当該事業が行われる区域を告示したものをいう。

- (資金の確保)
- 第三条 国は、東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。
- (地方公共団体の無利子貸付け)

第四條 地方公共団体は、総務大臣と協議の上、国に対し、東京国際空港における緊急整備事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による資金の貸付けに係る借入金は、空港整備特別会計に帰属するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による資金の貸付けを受けようとするときは、毎年度、あらかじめ、当該年度の東京国際空港における緊急整備事業の内容及びこれに要する費用について、同項の地方公共団体と協議しなければならない。

(地方公共団体からの意見の聴取)

第五條 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、東京国際空港における航空機の発着回数その他の同空港の供用の条件に関し、前条第一項の規定により資金を貸し付けている地方公共団体から意見を聴いた場合において、必要があると認めるときは、東京国際空港の供用の条件に関し、前項の規定により地方公共団体から意見を聴いた場合において、必要があると認めるときは、東京国際空港の供用の条件に關し、前項の規定により資金を貸し付けている地方公共団体から意見を聴いた場合において、必要があると認めるときは、東京国際

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。